



British Institute of  
International and  
Comparative Law

# 「考える機会（Breathing Space）」

英国国際法比較法研究所（BIICL）ガイドライン  
2020年のパンデミック後の紛争解決のための  
ガイドラインに関するコンセプト・ノート3

Helen Dodds | Adam Johnson QC | Guy Pendell

Translation: Suzuki Masaru



# はじめに

- 1) このコンセプト・ノートは、英国国際法比較法研究所（BIICL）の「考える機会（Breathing Space）」シリーズの一部として策定されたものです。新型コロナウイルスのパンデミックからの経済回復を促進することを目的として、司法とビジネスがパンデミックにどのように対処するかについて検討したものです。
- 2) コンセプト・ノート<sup>1</sup>では、このパンデミックに対処するため、当事者が法的権利に厳格に依拠することが裁判所を崩壊させ、サプライチェーンを混乱させ、そして潜在的に経済の回復を妨げるおそれがある、いわゆる「訴訟と仲裁の氾濫」を招くことへの懸念を表明しました。
- 3) コンセプト・ノート<sup>2</sup>は、特に契約紛争において、私法におけるパンデミックへの対応、既存の法原則が新型コロナウイルスに関連した紛争に対してどのように適用され得るか、及び、既存の紛争解決の仕組みが交渉による解決を実現するために効果的に利用され得るかについて、より詳細に検討しました。
- 4) このコンセプト・ノート<sup>3</sup>は、これまでの検討の成果を踏まえて、当事者の法的権利に影響を与えたり又はそれらを変更することなく、起こり得る契約紛争<sup>3</sup>について和解による解決のアプローチを推奨するとともに、紛争が長期化するのを回避又は縮減することを指向する実務的なガイドラインを提案するものです。本ガイドラインは、新型コロナウイルスのパンデミック後の経済回復を支援する公益を目的として策定されたものであり、多くの営利団体におけるこれまでの環境・社会・ガバナンス（ESG）の目的を補完するものです。
- 5) 「考える機会（Breathing Space）」シリーズの最初の2つのコンセプト・ノートにあるように、大陸法系の法制度は歴史的に契約上の権利行使に関して「誠実」の考え方を幅広く採用してきました。他方で、英米法系の司法制度は伝統的に異なるアプローチを採用しており、商事契約に関して誠実の義務を伴うことについては抑制的な態度をとってきました。
- 6) 以下にかかげる実務ガイドラインは、それらがどのようなものであれ、当事者の既存の法的権利又は義務を修正したり拘束することを求めるものではありません。むしろ、本ガイドラインは、より広く公益に資する方法で、効率的に紛争を解決するための実務的な対応を当事者に推奨するものです。したがって、本ガイドラインは、紛争解決の在り方について改めて考えるために策定されたものであり、当事者がビジネス関係を維持し、かつ、サプライチェーンに対する潜在的な影響を回避又は制限することを支援するものです。仮に法的手続が開始された場合には、本ガイドラインは、請求が最も均衡の取れた方法で行われる環境を作り出すことを追求し、早期の和解を促進することを指向します。

---

<sup>1</sup> [Concept Note 1 on the effect of the 2020 pandemic on commercial contracts.](#)

<sup>2</sup> [Concept Note 2 on the effect of the 2020 pandemic on commercial contracts.](#)

<sup>3</sup> 本ガイドラインは主に契約紛争に関するものですが、本ガイドラインの大部分は他の商事紛争に対しても適用され得るものです。

- 7) 本ガイドラインは、企業が内部的な紛争解決ポリシーを有している場合にその紛争解決ポリシーに置き換わることを意図するものではありませんが、その紛争解決ポリシーを補完するものであり、すべての当事者が同様のアプローチを採用することを奨励するメリットを有しています。本ガイドラインは、紛争当事者双方に適用された場合に最も強い影響力を有します。仮にそれが可能であれば、当事者による意見の相違が起きている最も初期の段階で、本ガイドラインの適用について合意されるべきです。しかしながら、本ガイドラインは正式な採用を要求するものではありません。当事者は、本ガイドラインの適用を単独で選択することもできます。
- 8) 本ガイドラインは、いずれかの当事者に特に有利な立場を付与するものではありません。そのため、本ガイドラインは、例えば一方当事者が自らに有利な管轄地での紛争解決手続の開始を追求する一方で、他方当事者に手続きを遅らせることを推奨するなどのように、一方当事者が戦略的に有利な立場を得るために利用されるべきではありません。
- 9) また、本ガイドラインは、当事者に対して、本来は回避することのできる法的手続の追求や早過ぎる手続の開始による影響を想起させることにも資するものです。例えば、裁判所及び仲裁廷のリソースは拡張し得るもので、法的手続をいつ行うか、どの手続を実施するかに関して建設的なアプローチをとることは、より効率的な司法運営を許容し、裁判所及び仲裁廷の時間的な制約にも応えることができるなどの多くのメリットを有しています。紛争解決に向けたアプローチをより慎重に検討することも、紛争解決コストを抑える上でメリットを有しています。
- 10) 本ガイドラインは、拘束力のある制度を創設することを意図するものではありません。しかし、本ガイドラインの利用者は、新型コロナウイルスのパンデミックによるこの大変な時期にビジネスを支援するために、多くの法域において紛争及び法的手続に関連して義務的な措置が導入されていることを認識することになるでしょう。
- 11) なお、本ガイドラインにおける各見出しは便宜上のためにより記載されており、各ガイドラインは関連する争い又は紛争のいかなる段階においても適用されるべきものです。
- 12) 最後に、私達は、本ガイドラインを策定する過程で非常に有用なフィードバックを提供していただいた方々、特に **CMS Cameron McKenna Nabarro Olswang LLP** のミカエラ・ポッター (**Michaela Potter**) 氏の多大な支援に心から感謝の意を表します。私達は、2020年新型コロナウイルスのパンデミック後の紛争解決のための「考える機会」ガイドラインの始動を光榮に思います。

2020年9月23日  
**Helen Dodds**  
**Adam Johnson QC**  
**Guy Pendell**

# 英国国際法比較法研究所 (BIICL) ガ イドライン

すべての当事者が以下のことを行うことを推奨する。

## A. 契約当事者間のやり取り：契約関係を維持する方向での行動

1) 契約の履行を維持する上で、以下に例示された要素を考慮して、公正かつ責任を持って行動する。

- a) 当事者の行動によって想定されるビジネスへの影響
- b) すべての当事者の財務状況
- c) 変更、停止、遅延又は終了によって合理的に起こり得る混乱と対比される、継続的な履行に関連する混乱
- d) 他の契約相手方（下請業者を含む。）、従業員、債権者及び株主等の他の利害関係者がいる場合、それらの者に対する影響

2) お互いに透明性のあるアプローチを採用し、その契約の下での継続的な履行に関する以下に例示する情報を共有する。

- a) 利用可能なリソース及び潜在的な制約
- b) その契約の下で想定されていたか否かにかかわらず、利用可能な選択肢
- c) 当事者の財務ポジション

協議又は情報の共有が秘匿性を確保することを前提に行われ、いかなる事後の手續においてもいずれかの当事者によってその協議又は共有された情報に依拠されないことに合意し得る場合（例えば、そのコミュニケーションが「影響を与えるものでない」ことに合意すること）

3) 履行又は支払いの期限の延長（又は短縮）、契約外の救済、その契約の範囲の増加又は削減、もしくは仲介をする第三者の関与を伴うものを含む再交渉等の、起こっている問題の解決策を追求するために議論に関与する。

4) 期間の伸長又は短縮若しくは範囲又は価格の変更が求められる場合、すべての当事者間の影響の均衡を図る方法を追求する。

5) その紛争の早期の解決が達成されない場合、その紛争が契約の履行を維持することを確保できるかどうかを検討する。

## B. 紛争解決における考慮：解決又はエスカレーションの回避を指向する行動

6) 紛争解決手続を開始する前に、リソースが利用可能な場合には、紛争の客観的な評価を推奨し、その解決への異なる視点をもたらすために、すべての側から最も適切な当事者の代表者を

選任する。

7) 期間を延長しなければ紛争解決手続を開始せざるを得なくなる場合、契約上又は法令上の期間制限を延長することに合意する。

8) 相手方当事者を不合理な財務的又は時間的なプレッシャーの下に置くことを意図した戦略的な手法の採用を回避する。

9) 当事者が手続に関して資金の提供を求める場合、訴訟ファンドをこれらのガイドラインに従わせる。

### C. 裁判外紛争解決（ADR）及び法的手続：ADRの技術又はその他の利用可能な手続を活用して効率的な法的手続及び解決を指向する行動

10) （訴訟前のADRが尽くされる前に最後の手段として緊急の暫定的な救済が必要になることを認めつつ）完全に法的手続を避け、又は紛争における争点を狭めるために、調停、早期の中立的な評価又はその他の訴訟前のADRの技術を利用する。

11) 手続が避けられない場合、以下を考慮して、訴訟又は仲裁手続及びその手続を効率的かつ適切な時間で行うことを目的とした予定表を採用するよう協力する。

- a) 訴額又は争点の価値に相当する金額と比べて均衡の取れた手続費用
- b) 利用可能な裁判所、仲裁廷、又はその他の手続のリソース
- c) 経済（及びその回復）を含むより広い文脈における争点の重要性

12) その紛争又は具体的な争点を解決するために、法的手続の中でADRの技術を利用する。

13) その紛争における争点が、共通の事実関係又は法的な論点を含む他の事件の決定の停止や他の当事者に対して先例的な価値を有する他の手続又は具体的な争点に関する決定との併合を含む、裁判所又は仲裁廷が利用可能な手続上の制度を通じてより広く適用することを決定できるような、広く重要なものか又は一般的に起きるものか否かを検討する。

Charles Clore House  
17 Russell Square  
London WC1B 5JP

T 020 7862 5151  
F 020 7862 5152  
E [info@biicl.org](mailto:info@biicl.org)

[www.biicl.org](http://www.biicl.org)

A company limited by guarantee  
Registered in England No. 615025  
Registered Charity No. 209425



**British Institute of  
International and  
Comparative Law**